

【緊急情報】独立行政法人水資源機構 地震災害情報（第2報）

独立行政法人水資源機構は、平成23年3月11日14時48分発生の三陸沖を震源とする地震により、防災対策本部を設置しました。

1. 地震概要

発生日時 : 平成23年3月11日
震源 : 三陸沖
規模 : マグニチュード8.8
最大震度 : 7

2. 防災対策本部・事務所態勢状況（19時00分現在）

水資源機構では20の事務所で防災対策本部を設置しています。

（内訳）	注意態勢	0事務所
	第一次警戒態勢	10事務所
	第二次警戒態勢	8事務所
	非常態勢	2事務所

詳細は別添のとおり

平成23年3月11日



独立行政法人 水資源機構

所在	事務所・管理所名	区分	最大震度	防災本部設置・防災態勢状況			
埼玉県	本社	—	5強	注意	第一警戒	第二警戒	非常
群馬県	沼田総合管理所	ダム管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	矢木沢ダム管理所	ダム管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	奈良俣ダム管理所	ダム管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	草木ダム管理所	ダム管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	群馬用水管理所	水路管理	5強	注意	第一警戒	第二警戒	非常
群馬県 埼玉県	下久保ダム管理所	ダム管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
埼玉県	荒川ダム総合管理所	ダム管理	5弱	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	浦山ダム管理所	ダム管理	5弱	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	滝沢ダム管理所	ダム管理	5弱	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	利根導水総合事業所 (利根大堰、武蔵水路、合口 連絡水路、葛西用水路)	水路管理 堰管理 水路建設	5強	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	秋ヶ瀬管理所 (秋ヶ瀬取水堰等) 見沼管理所 (埼玉合口二期)	堰管理 水路管理	5強 5強	注意 注意	第一警戒 第一警戒	第二警戒 第二警戒	非常 非常
茨城県	霞ヶ浦用水管理所	水路管理	6強	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	利根下流総合管理所 (霞ヶ浦開発総合)	湖沼開発	6弱	注意	第一警戒	第二警戒	非常
茨城県 千葉県	利根川河口堰管理所	堰管理	5強	注意	第一警戒	第二警戒	非常
千葉県	千葉用水総合管理所 (印旛沼開発)	湖沼管理	6弱	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	房総導水路管理所 (房総導水路)	水路管理	5強	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	房総導水路管理所 (長柄ダム)	水路管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	房総導水路管理所 (東金ダム)	水路管理	5弱	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	成田北総管理所 (北総東部用水)	水路管理	6弱	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	成田北総管理所 (成田用水)	水路管理	6弱	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	東総管理所 (東総用水)	水路管理	5強	注意	第一警戒	第二警戒	非常
栃木県	思川開発建設所	ダム建設	5弱	注意	第一警戒	第二警戒	非常
愛知県	中部支社	—	—	注意	第一警戒	第二警戒	非常
愛知県	愛知用水総合管理所	水路管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
岐阜県	木曾川用水総合管理所 (木曾川用水)	水路管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
愛知県 三重県	長良導水管理所 (長良導水)	水路管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
三重県	長良川河口堰管理所	堰管理	4	注意	第一警戒	第二警戒	非常
大阪府	関西支社	—	—	注意	第一警戒	第二警戒	非常
	中津川管理室 (正蓮寺川利水)	水路管理	—	注意	第一警戒	第二警戒	非常
香川県	吉野川局	—	—	注意	第一警戒	第二警戒	非常
徳島県	旧吉野川河口堰管理所	堰管理	—	注意	第一警戒	第二警戒	非常
福岡県	筑後川局	—	—	注意	第一警戒	第二警戒	非常
福岡県 佐賀県	筑後大堰管理所	堰管理	—	注意	第一警戒	第二警戒	非常
独立行政法人水資源機構 防災態勢別事務所数				0	10	8	2

地震発生時、防災態勢状況における各態勢の発令基準は以下のとおり

発令基準	地震災害時
注意態勢	・本社において、管内事務所が第一警戒態勢を発令した場合
第一警戒態勢	・関係地区において、震度4の地震が発生した場合。 ・ダム施設等の地震計で25gal [※] 以上80gal未満を観測した場合。 ・地震若しくは津波により、施設等に災害が発生、又は災害の恐れがある場合。
第二警戒態勢	・関係地区において、震度5弱又は5強の地震が発生した場合。 ・ダム施設等の地震計で80gal以上250gal未満を観測した場合。 ・地震若しくは津波により、施設等に相当な災害が発生、又は相当な災害の恐れがある場合。
非常態勢	・関係地区において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ・ダム施設等の地震計で250gal以上を観測した場合。 ・地震若しくは津波により、施設等に重大な災害が発生、又は重大な災害の恐れがある場合。

※gal(ガル): 加速度の単位で地震の揺れの大きさ・強さを表す単位